

第13回 青梅市公共交通協議会

規程改正

1. 青梅市公共交通協議会委員等の報償および費用弁償規程の改正

平成26年3月13日

1. 青梅市公共交通協議会委員等の報償および費用弁償規程の改正

平成 26 年 4 月 1 日より実施される消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁が、現金やきっぷで乗車した場合の運賃と IC カードで乗車した場合の運賃が異なることがあることなどから、従来から参考としてきた青梅市の対応に準ずるため、所要の改正を行う。

青梅市公共交通協議会委員等の報償および費用弁償規程改正案

新旧対照表（対象のみ抜粋）

改正後	現行
（費用弁償） 第 3 条 会長、座長、監査委員および委員ならびに規約第 9 条第 4 項の規定により会議に出席した者（以下「委員等」という。）が協議会の会議に出席したときは、費用弁償を支給する。 <u>2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、青梅市の例による。</u> <u>3 前 2 項の規定にかかわらず、委員等の住所地または勤務地が青梅市の区域内にあるときは、費用弁償を支給しない。</u> 付則 この規程は、平成 23 年 8 月 22 日から施行する。 付則 この規程の一部改正は、平成 25 年 6 月 22 日から施行する。 <u>付則</u> <u>この規程の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u>	（費用弁償） 第 3 条 会長、座長、監査委員および委員ならびに規約第 9 条第 4 項の規定により会議に出席した者（以下「委員等」という。）が協議会の会議に出席したときは、費用弁償を支給する。 2 費用弁償の種類は、鉄道賃（旅客運賃に限る。）および車賃とする。 3 費用弁償の額は、最も経済的な通常の経路および方法により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情による場合はこの限りでない。 4 前 3 項の規定にかかわらず、委員等の住所地または勤務地が青梅市の区域内にあるときは、費用弁償を支給しない。 付則 この規程は、平成 23 年 8 月 22 日から施行する。 付則 この規程の一部改正は、平成 25 年 6 月 22 日から施行する。

青梅市公共交通協議会委員等の報償および費用弁償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、青梅市公共交通協議会規約（平成23年8月22日施行。以下「規約」という。）第16条第2項の規定にもとづき、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の報償および費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報償金の額）

第2条 会長および座長の報償金の額は、日額12,500円とする。

2 監査委員および委員の報償金の額は、日額11,500円とする。

3 市長、副市長その他の青梅市の常勤職員には、報償金を支給しない。

第3条 会長、座長、監査委員および委員ならびに規約第9条第4項の規定により会議に出席した者（以下「委員等」という。）が協議会の会議に出席したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、青梅市の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、委員等の住所地または勤務地が青梅市の区域内にあるときは、費用弁償を支給しない。

（補則）

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年8月22日から施行する。

付 則

この規程の一部改正は、平成25年6月22日から施行する。

付 則

この規程の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。